

新潟市ひまわりクラブ条例施行規則(平成5年9月6日規則第45号)

最終改正:平成31年3月27日規則第6号

改正内容:平成31年3月27日規則第6号[平成31年4月1日]

○新潟市ひまわりクラブ条例施行規則

平成5年9月6日規則第45号

改正

平成14年3月29日規則第16号
平成17年2月14日規則第8号
平成17年3月18日規則第98号
平成19年11月6日規則第194号
平成20年3月27日規則第50号
平成22年3月29日規則第30号
平成25年3月22日規則第34号
平成25年7月30日規則第74号
平成26年5月20日規則第63号
平成26年9月30日規則第93号
平成27年7月2日規則第67号
平成29年10月3日規則第60号
平成31年3月18日規則第2号
平成31年3月27日規則第6号

新潟市ひまわりクラブ条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市ひまわりクラブ条例(平成5年新潟市条例第23号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入会の申請)

第2条 条例第4条の規定により、新潟市ひまわりクラブ(以下「クラブ」という。)の入会の許可を受けようとする者は、別記様式第1号による入会許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(許可書の交付)

第3条 指定管理者は、クラブの入会を許可する場合は、別記様式第2号による入会許可書を交付する。

(退会の届出)

第4条 条例第6条の規定により退会を届け出ようとする者は、別記様式第3号による退会届を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料の免除)

第5条 条例第9条に規定する規則で定める特別の理由があると認める場合とは、別表の左欄に掲げる場合とし、それぞれ同表右欄に定めるところにより利用料を免除することができる。

2 条例第9条の規定より利用料の免除を受けようとする者は、別記様式第4号による利用料免除申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により利用料免除申請書が提出された場合において、利用料の免除を決定したときは、別記様式第5号による利用料免除決定通知書により申請者に通知するものとする。

(利用料の還付の申請)

第6条 条例第10条ただし書の規定により利用料の還付を受けようとする者は、別記様式第6号による利用料還付申請書を速やかに市長に提出しなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

第7条 指定管理者の指定を受けようとするものは、別記様式第7号による指定管理者指定申請書により、市長に申請しなければならない。

2 条例第13条第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 定款、寄付行為又はこれらに準ずるもの

(2) 役員名簿

(3) 経営状況に関する書類

(4) 納税を証する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年10月1日から施行する。
(生活保護等受給者に関する特例)
- 2 平成25年7月31日において現に生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者(以下この項及び次項において「生活保護等受給者」という。)であって、平成25年厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)に規定する基準により算定したならば同日後も生活保護等受給者であった者に係る第5条第1項の規定の適用については、平成25年8月1日から平成26年3月31日までの間は、当該者を生活保護等受給者とみなす。
- 3 平成26年3月31日において現に生活保護等受給者であって、平成26年厚生労働省告示第136号による改正前の生活保護法による保護の基準に規定する基準により算定したならば同日後も生活保護等受給者であった者に係る第5条第1項の規定の適用については、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間は、当該者を生活保護等受給者とみなす。
- 4 平成27年3月31日において現に生活保護法による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者(以下「生活保護等受給者」という。)であって、平成27年厚生労働省告示第227号による改正前の生活保護法による保護の基準に規定する基準により算定したならば同日後も生活保護等受給者であった者に係る第5条第1項の規定の適用については、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間は、当該者を生活保護等受給者とみなす。
- 5 平成30年9月30日において現に生活保護等受給者であって、平成30年厚生労働省告示第317号による改正前の生活保護法による保護の基準に規定する基準により算定したならば同日後も生活保護等受給者であった者に係る第5条第1項の規定の適用については、平成30年10月1日から平成31年3月31日までの間は、当該者を生活保護等受給者とみなす。

附 則(平成14年規則第16号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年3月21日から施行する。
(経過措置)
- 2 新潟市ひまわりクラブ条例(平成5年新潟市条例第23号)附則第4項若しくは第5項又は新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例(平成16年新潟市条例第137号)附則第2項の規定により市長又はクラブの管理の委託を受けた者がクラブの管理を行う場合における改正後の第2条から第4条まで及び別記様式第1号から別記様式第3号までの規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは、「市長」とする。

附 則(平成17年規則第98号抄)

(施行期日)

- 1 この規則中第1条の規定は平成17年3月21日から、第2条及び次項から附則第7項までの規定は同年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第194号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
(準備行為)
- 2 この規則の施行の日以後の利用に係る利用料の免除申請及びこれに関し必要なその他の行為は、この規則の施行前においても、行うことができる。

附 則(平成20年規則第50号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年規則第34号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(準備行為)
- 2 この規則の施行の日以後の新潟市ひまわりクラブの利用に係る利用料の免除及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、改正後の新潟市ひまわりクラブ条例施行規則の規定の例により行うことができる。

附 則(平成25年規則第74号)

(施行期日等)

- 1 この規則中別表備考に次のように加える改正規定及び次項の規定は公布の日から、その他の規定は平成25年8月1日から施行する。
- 2 改正後の別表備考3の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成26年規則第63号)

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の新潟市児童福祉施設負担金等徴収規則の規定、第2条の規

定による改正後の新潟市ひまわりクラブ条例施行規則の規定、第3条の規定による改正後の新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の施行及び一般廃棄物処理業の許可等に関する規則の規定、第4条の規定による改正後の新潟市介護保険条例施行規則の規定、第5条の規定による改正後の新潟市児童福祉施設負担金等徴収規則の一部を改正する規則の規定、第6条の規定による改正後の新潟市市税条例施行規則の規定及び第7条の規定による改正後の新潟市中心身障害者扶養共済制度条例施行規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成26年規則第93号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にある第2条の規定による改正前の新潟市ひまわりクラブ条例施行規則別記様式第4号及び別記様式第5号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成27年規則第67号)

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の新潟市児童福祉施設負担金等徴収規則の規定、第2条の規定による改正後の新潟市ひまわりクラブ条例施行規則の規定、第3条の規定による改正後の新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の施行及び一般廃棄物処理業の許可等に関する規則の規定、第4条の規定による改正後の新潟市介護保険条例施行規則の規定、第5条の規定による改正後の新潟市児童福祉施設負担金等徴収規則の一部を改正する規則の規定、第6条の規定による改正後の新潟市市税条例施行規則の規定、第7条の規定による改正後の新潟市中心身障害者扶養共済制度条例施行規則の規定、第8条の規定による改正後の新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則の規定及び第9条の規定による改正後の新潟市立幼稚園授業料規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成29年10月3日規則第60号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 2 この規則の施行の日以後の新潟市ひまわりクラブの利用に係る利用料の免除及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、改正後の新潟市ひまわりクラブ条例施行規則の規定の例により行うことができる。
(適用区分)
- 3 改正後の新潟市ひまわりクラブ条例施行規則の規定は、新潟市ひまわりクラブの利用に係る平成30年4月分の利用料から適用し、同年3月分までの利用料については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月18日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の新潟市児童福祉施設負担金等徴収規則の規定、第2条の規定による改正後の新潟市養育医療措置費負担金徴収規則の規定、第3条の規定による改正後の新潟市ひまわりクラブ条例施行規則の規定、第4条の規定による改正後の新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の施行及び一般廃棄物処理業の許可等に関する規則の規定、第5条の規定による改正後の新潟市介護保険条例施行規則の規定、第6条の規定による改正後の新潟市児童福祉施設負担金等徴収規則の一部を改正する規則の規定、第7条の規定による改正後の新潟市中心身障害者扶養共済制度条例施行規則の規定、第8条の規定による改正後の新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則の規定及び第9条の規定による改正後の新潟市立幼稚園授業料規則の規定は、平成30年10月1日から適用する。

附 則(平成31年3月27日規則第6号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の新潟市ひまわりクラブ条例施行規則の規定は、新潟市ひまわりクラブの利用に係る平成31年4月分の利用料から適用し、同年3月分までの利用料については、なお従前の例による。
(準備行為)
- 3 この規則の施行の日以後の新潟市ひまわりクラブの利用に係る利用料の免除及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、改正後の新潟市ひまわりクラブ条例施行規則の規定の例により行うことができる。

別表(第5条関係)

特別の理由		利用料を免除する額(月額)		
		第1子	第2子	第3子以降
1	児童の保護者が生活保護法による保護を受けている者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者である場合	全額	全額	全額
2	児童の保護者の前年度分の市町村民税が非課税である場合	6,100円	7,250円	全額
3	児童の保護者の前年度分の市町村民税の所得割に準じて算出した額(保護者が2人いる場合については、所得割に準じて算出した額の合計額とする。以下同じ。)が48,600円未満である場合	4,950円	6,700円	全額
4	児童の保護者の前年度分の市町村民税の所得割に準じて算出した額が48,600円以上97,000円未満である場合	3,800円	6,100円	全額
5	児童の保護者の前年度分の市町村民税の所得割に準じて算出した額が97,000円以上140,000円未満である場合	2,850円	5,650円	全額
6	児童の保護者の前年度分の市町村民税の所得割に準じて算出した額が140,000円以上235,000円未満である場合	1,900円	5,150円	全額
7	児童の保護者の前年度分の市町村民税の所得割に準じて算出した額が235,000円以上336,000円未満である場合	950円	4,700円	全額
8	その他市長が特に必要と認める場合	その都度市長が定める額		

備考

- 「保護者」とは、親権を行う父又は母、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護し、かつ、これと生計を同じくするものをいう。ただし、親権を行う父及び母がともに子どもを現に監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、その父及び母をともに保護者とする。
- 「市町村民税の所得割に準じて算出した額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割(同法328条の規定による所得割を除く。)であって、地方税法第314条の3の規定により定める率を100分の6として算出した額とする。ただし、当該所得割の賦課期日において市外に住所を有する者については、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。
 - 地方税法第314条の3に規定する市の区域内に住所を有する者 平成29年度分の所得割の額を算出するための率を用いて算出した額に相当する額
 - 前号に掲げる者以外の者 当該年度の所得割の額
- 地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「旧地方税法」という。)第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。)がある場合は、当該扶養親族の数にかかわらず、市町村民税の所得割に準じて算出した額から21,300円を控除して得た額をこの表に規定する市町村民税の所得割に準じて算出した額とする。
- 保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条第2号に規定する女子又は同令第2条第2号に規定する男子に該当する者である場合は、当該保護者の申請に基づき、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし、同法第295条第1項第2号又は第314条の2第1項第8号若しくは第3項及び第314条の6(寡婦又は寡夫に関する部分に限る。)の規定の例により算定した市町村民税額に基づいて利用料の一部を免除するものとする。
- この表の適用においては、同一世帯における15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童のうち、その出生の早いものから順次に数えて第1子については「第1子」の、第2子については「第2子」の、第3子以降の子については「第3子以降」の区分を用いる。



別記様式第1号(第2条関係)

別記様式第1号(第2条関係)

新潟市ひまわりクラブ入会許可申請書

(宛先) ひまわりクラブ指定管理者

年 月 日

TEL 025()

住所 新潟市

(保護者)

氏名 _____ 印

次の児童を新潟市ひまわりクラブに入会させたいので、関係書類を添えて申請します。

申請児童

フリガナ		男・女	入会希望クラブ名	
児童名			ひまわりクラブ	
生年月日	年 月 日(歳)	学校・学年	小学校 年	


申請理由

--

家庭の状況

	氏名	続柄	生年月日	勤務先・学校学年等	TEL
同居の家族		父			
		母			
緊急時連絡先	氏名	TEL	兄弟・姉妹の申請	有・無	

添付書類 1 勤務先の就労証明書(両親共)
2 その他必要と認める書類

児 童 の 状 況	
前年度の入会の状況	1 入会していない 2 年度当初から入会 3 年度途中から入会 4 年度途中で退会 ※該当箇所に○印を入れて下さい
児童の健康状態	既往症・かかりやすい病気など指導上留意の必要なことを記入してください。
ひまわりクラブから自宅までの略図	北 



別記様式第2号(第3条関係)

別記様式第2号(第3条関係)

新潟市ひまわりクラブ入会許可書

住 所	新潟市
保 護 者 氏 名	
児 童 氏 名	
入 会 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
入 会 ク ラ ブ 名	ひまわりクラブ

上記のとおり、入会を許可しましたので、通知します。

年 月 日

指定管理者

印



別記様式第3号(第4条関係)

別記様式第3号(第4条関係)

新潟市ひまわりクラブ退会届

(宛先) ひまわりクラブ指定管理者

年 月 日

TEL 025()

住所 新潟市

(保護者)

氏名 _____ 印

次の児童について、 年 月 日をもって、新潟市ひまわりクラブを退会しますので、届け出します。

フリガナ		男	退会クラブ名	
児童名		女	ひまわりクラブ	
生年月日	年 月 日(歳)	学校・学年	小学校 年	
退会の理由				



別記様式第4号(第5条関係)

別記様式第4号(第5条関係)

(表)

新潟市ひまわりクラブ利用料免除申請書			
(宛先) 新潟市長		年 月 日	
		郵便番号	
		申請者 住所 新潟市	
		(保護者) 氏名	
		電話番号	
次の児童について、新潟市ひまわりクラブ利用料の免除を申請します。			
フリガナ		男 ・ 女	入会クラブ名 ひまわりクラブ
児童名			
生年月日	年 月 日 (※ 歳)	学校及び学年	小学校 年
同一世帯における、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者(~ 生まれ)のうち、上記児童の出生の順位			※ 人目
※ 入会時の状況をご記入ください。			
市民税課税状況調査同意書			
新潟市ひまわりクラブ利用料の免除に係る事務のため、その事務に従事する職員が 年度市民税課税状況を調査することに同意します。			
保護者住所	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ <input type="checkbox"/> 上記以外		(上記以外の□にレ印を記入した方のみ記入してください。) 郵便番号 新潟市
	<input type="checkbox"/> 児童と同一世帯 (児童と世帯が同一の場合は、□にレ印を記入してください。)		
フリガナ			
保護者氏名	(姓)	(名)	印
生年月日	年 月 日		
保護者住所	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ <input type="checkbox"/> 上記以外		(上記以外の□にレ印を記入した方のみ記入してください。) 郵便番号 新潟市
	<input type="checkbox"/> 児童と同一世帯 (児童と世帯が同一の場合は、□にレ印を記入してください。)		
フリガナ			
保護者氏名	(姓)	(名)	印
生年月日	年 月 日		
注1 利用料免除申請書は、児童1人につき1枚ずつ提出してください。			
注2 利用料免除申請書には、裏面の別表の免除の理由の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる書類を添付してください。なお、 年1月1日現在、新潟市に住民票があった方については、市民税課税状況調査同意書の欄に記入押印することで前年度市民税課税証明書の添付を省略できます。			
注3 申請者が市民税課税状況調査に同意する場合は、市民税課税状況調査同意書の欄にも記入押印が必要です。			

(裏)

別表 免除の理由と免除額

免除の理由	利用料を免除する額(月額)			添付書類
	第1子	第2子	第3子以降	
児童の保護者が生活保護法による保護を受けている者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者である場合	全額	全額	全額	生活保護受給証明書又は本人確認証
児童の保護者の前年度分の市町村民税が非課税である場合	6,100円	7,250円	全額	前年度市町村民税課税証明書
児童の保護者の前年度分の市町村民税の所得割に準じて算出した額(保護者が2人いる場合については、所得割に準じて算出した額の合計額とする。以下同じ。)が48,600円未満である場合	4,950円	6,700円	全額	
児童の保護者の前年度分の市町村民税の所得割に準じて算出した額が48,600円以上97,000円未満である場合	3,800円	6,100円	全額	
児童の保護者の前年度分の市町村民税の所得割に準じて算出した額が97,000円以上140,000円未満である場合	2,850円	5,650円	全額	
児童の保護者の前年度分の市町村民税の所得割に準じて算出した額が140,000円以上235,000円未満である場合	1,900円	5,150円	全額	
児童の保護者の前年度分の市町村民税の所得割に準じて算出した額が235,000円以上336,000円未満である場合	950円	4,700円	全額	
その他市長が特に必要と認める場合	その都度市長が定める額			前年度市町村民税課税証明書及び特別申請書

備考

- 保護者とは、親権を行う父又は母、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護し、かつ、これと生計を同じくするものをいいます。ただし、親権を行う父及び母がともに子どもを現に監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、その父及び母をともに保護者とします。
- 市町村民税の所得割に準じて算出した額とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割(同法328条の規定による所得割を除く。)であつて、地方税法第314条の3の規定により定める率を100分の6として算出した額とする。ただし、当該所得割の賦課期日において市外に住所を有する者については、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とします。
 - 地方税法第314条の3に規定する市の区域内に住所を有する者 平成29年度分の所得割の額を算出するための率を用いて算出した額に相当する額
 - 前号に掲げる者以外の者 当該年度の所得割の額
- 地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号、以下「旧地方税法」といいます。)第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」といいます。)がある場合は、当該扶養親族の数にかかわらず、市町村民税の所得割に準じて算出した額から21,300円を控除して得た額をこの表に規定する市町村民税の所得割に準じて算出した額とします。
- 保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条第2号に規定する女子又は同令第2条第2号に規定する男子に該当する者である場合は、当該保護者の申請に基づき、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし、同法第295条第1項第2号又は第314条の2第1項第8号若しくは第3項及び第314条の6(寡婦又は寡夫に関する部分に限りませう。)の規定の例により算出した市町村民税額に表において利用料の一部を免除するものとします。
- この表の適用においては、同一世帯における15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童のうち、その出生の早いものから順次に数えて第1子については「第1子」の、第2子については「第2子」の、第3子以降の子については「第3子以降」の区分を用います。



別記様式第5号(第5条関係)
別記様式第5号(第5条関係)

新潟市ひまわりクラブ利用料免除決定通知書

住所 新潟市

氏名 様

年 月 日

新潟市長 印

次の見解について、新潟市ひまわりクラブ利用料の免除を、下記のとおり決定したので通知します。

フリガナ		男・女	入会クラブ名
児童名			ひまわりクラブ
生年月日	年 月 日(歳)	学校・学年	小学校 年

免除の理由と免除の金額

免除の理由	利用料を免除する額(円額)		
	第1子	第2子	第3子以降
児童の保護者が生活保護法による保護を受けている者又は中国国籍持人等の国籍を有する者並びに未帰化者又は中国国籍持人等及び特定配属者の自立の支援に関する法律による支給給付を受けている者である場合	全額	全額	全額
児童の保護者の前年度分の市町村民税が非課税である場合	0,100円	7,250円	全額
児童の保護者の前年度分の市町村民税の所得割に準じて算出した額(保護者が3人いる場合については、所得割に準じて算出した額の合計額とする。以下同じ。)が48,500円未満である場合	4,950円	6,700円	全額
児童の保護者の前年度分の市町村民税の所得割に準じて算出した額が18,500円以上37,000円未満である場合	3,800円	6,100円	全額
児童の保護者の前年度分の市町村民税の所得割に準じて算出した額が97,000円以上149,000円未満である場合	2,800円	6,600円	全額
児童の保護者の前年度分の市町村民税の所得割に準じて算出した額が149,000円以上239,000円未満である場合	1,900円	6,100円	全額
児童の保護者の前年度分の市町村民税の所得割に準じて算出した額が239,000円以上338,000円未満である場合	950円	4,700円	全額
その他市長が特に必要と認める場合	その都度市長が定める額		

※ この表の適用については、同一世帯における15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童のうち、その出生の早いものから前次に数えて第1子については「第1子」、第2子については「第2子」、第3子以降の子については「第3子以降」の区分を適用します。

※ 「市町村民税の所得割に準じて算出した額」とは、地方税法(昭和25年法律第206号)第29条第1項第2号に規定する所得割(同法38条の規定による所得割を除く。)であって、地方税法第31条第3号の規定により定める率を100分の6として算出した額とします。ただし、当該所得割の課税期日において市外に住所を有する者については、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ定める額とします。

- (1) 地方税法第31条の3に規定する市の区域内に住所を有する者 平成29年度分の所得割の額を算出するための率を用いて算出した額に相当する額
- (2) 前号に掲げる者以外の者 当該年度の所得割の額

免除の期間 年 月分 から 年 月分 まで

免除の期間の利用料 月額 円



別記様式第6号(第6条関係)

別記様式第6号(第6条関係)

新潟市ひまわりクラブ利用料還付申請書

(宛先)新潟市長

年 月 日

TEL 025()

住所 新潟市

(保護者)

氏名 印

次の児童について、下記の理由により、新潟市ひまわりクラブ利用料の還付を申請します。

フリガナ		男・女	入会クラブ名
児童名			ひまわりクラブ
生年月日	年 月 日(歳)	学校・学年	小学校 年

還付の理由

--

還付の金額

還付する期間	年 月分 から	年 月分 まで
合計金額	合計	円

還付金の払込金融機関(口座振込)

銀行・信用金庫	本店・支店			
信組・農協	本所・支所			
預金種別	1 普通預金	2 当座預金	口座番号	



別記様式第7号(第7条関係)

別記様式第7号(第7条関係)

新潟市ひまわりクラブ指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先)新潟市長

所在地
申請者 団体名及び代表者氏名
電話番号

新潟市ひまわりクラブの指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。